

手続開始時及び手続終了後における公表のメリット・デメリット

	案件・概要	事業者名
手続開始時	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者への注意喚起 	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ [同 左]
	【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 非公開原則との関係 ・ ADRによりどのような解決が図られたかといった情報が重要なのであり、付託されたことのみ の情報を提供する意義が希薄 	【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ [同 左] ・ 事業者の利益を侵害する可能性があるほか、 入口の段階で公表すると事業者をいたずらに手 続から遠ざけてしまうおそれ
手続終了後	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同種紛争の救済、防止に寄与 ・ 解決基準の安定、予測可能性の向上 ・ 非公開原則との関係も緩和 	【メリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公表の実効性の向上
	【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事案があったことすら秘匿したい事業者にとっ てはダメージ ・ 秘匿条項がある場合の取扱い 	【デメリット】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正当な利益を侵害するおそれ ・ 慎重な手続保障が必要